

基調報告～公害環境をめぐる情勢と課題～

第47回 公害環境デー実行委員会

1. はじめに

- ①公害環境デーでは、府民の暮らしと健康、環境を守り、2度と同じような公害被害者を出さない、住みよい大阪を作るために、多くの人の知恵と経験を学び、あるべき大阪・日本・世界の姿をみんなで考え、府民に提案してきました。
- ②さて、去年は、自然災害が重なった年でした。6月18日の大阪北部地震では府内で死者5名、全壊16棟・半壊472棟・一部破損5万3751棟。エレベーター計約3万4千基が停止し、ブロック塀倒壊による小学生死亡事故発生。関西電力で一時大阪府内の約17万250戸停電しました。高槻市や大東市では上水道管が破裂、大阪ガスでは、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市等合わせて11万1591戸を一時ガス供給停止、NTT西日本などは大阪方面への通話を制限し、交通機関が運転を見合わせ、多くの帰宅困難者が発生しました。また、9月4日の台風21号では、記録的な最大風速と高潮、関西空港への浸水交通障害、関電でのべ約224万7000戸の停電などがありました。
- ③しかし、大阪府維新知事は、台風21号による大被害が明らかになった状況でも、災害対策本部を設置せず、また一週間後には、「万博」選挙活動のために欧州に名古屋空港から出かけて、長い間大阪府を留守にしました。災害被害対応へ陣頭指揮を執るべき知事が、万博・カジノ、大型開発を優先していました。知事とは、大阪府民の命を守り、生活条件の回復こそ優先すべきではないでしょうか。これらの災害により被害を受けた家屋で、あちこちの住宅屋根にはブルーシートが残り、災害時点より数か月を過ぎてもまだそのままです。このような大阪府の状況でいいのでしょうか。
- ④公害環境デーは、これまで公害と環境問題に取り組んできましたが、今回は自然災害の豪雨、地震、台風、猛暑などを経験したことを取り上げます。自然災害による被害は、社会的条件により影響を受け方が違って弱者ほど大きな被害を受けるという構造は、これまでの公害被害の様相と似ています。自然災害は止めることはできませんが、被害を最小限に抑えることはできます。そこで、公害問題を主に取り組んできた集団として被害の発生状況、危機管理対応、防災対応などを学習・討論し、これまでの教訓を生かしてどういう対策であるべきかを考えたいと考えます。
- ・大阪府民は、かつて70年代公害反対運動などの力で革新府政を実現し全国でも先進的な福祉対策などを実現した経験があります。府市の行政に対して今何を求めるべきか、明確にしたいと考えます。

2. 地震・津波など防災問題について

(1) 南海トラフ巨大地震などへの対策

- ・南海トラフ巨大地震は、仮に発生すれば、大阪においても何も対策をしな

ければ死者13万4000人の被害が想定されています。M7-8クラスの南海トラフ地震は30年以内の発生確率が70~80%といわれ、大阪の各自治体はこれら大地震や上町断層帯直下型地震への対策について十分に明確になっているのでしょうか。特に大阪湾隣接地域では、港・湾岸部の船・コンテナ・石油タンク対策、地盤の液状化、超高層ビル、巨大地下街の水害予防、木造密集住宅対策、アスベスト除去などについて十分な対策等をすべきです。

(2) 異常気象による集中豪雨や巨大台風対策

- ・ゲリラ豪雨、巨大台風、竜巻などの異常気象が頻繁に発生し、7月の西日本豪雨では真備町での堤防崩壊など各地に甚大な被害を発生させています。これらは気候変動・温暖化によるといわれます。
- ・大阪では、9月の台風21号24号を経験し多くの問題点が出てきました。このほか局地的集中豪雨、神崎川、淀川、寝屋川、大和川などの河川対策を徹底することが必要です。
- ・また、堤防の中にトンネルを入れる高速道路の淀川左岸線、大深度地下トンネルの同延伸計画は、地震・津波、大洪水対策など防災の面から本当に安全であるか疑問です。徹底して見直すことが必要です。

(3) 防災・避難対策は、どうあるべきでしょうか

- ・異常気象・地震・津波などの災害や原発事故などへの備えとして、各自治体の総合的な防災計画が重要です。①古い水道管・ガス管などインフラの耐震化・整備・更新すること、②各種の防災・避難計画を住民にわかりやすく丁寧な説明と日常不断の訓練を実施すること。③特に大阪地下鉄での避難方法・対策を講じること、④災害発生時に対応出来る専門職を各自治体に配置することなど、必要です。
- ・ハザードマップ配布、防災訓練などが市区町村単位で具体化されつつありますが、それらが真に実効性あるものにするために、避難困難者なども含めてすべての住民に徹底されているか、点検が必要です。

(4) 大災害時の大量廃棄物発生への対応は、どうあるべきでしょうか

- ・災害時には、様々な廃棄物が大量に発生します。例えば、阪神・淡路大震災時には、兵庫県では、6年分の肺
- ・また、災害廃棄物の中にはアスベストやPCB・注射針など様々な有害廃棄物が混入するおそれがあります。災害が起こる前から有害廃棄物の存在に関する調査と住民に対する情報公開を行うとともに、災害時に発生した廃棄物に有害物が混入したおそれがある場合には、速やかにその旨を公表し、住民等に被害が及ばないようにしなければなりません。また、災害時には有害廃棄物ができる限り混入しないよう対策を講じておくとともに、仮に、有害廃棄物が混入したおそれのある災害廃棄物については、速やかかつ適正に処理がなされるよう、例えば適切な保管場所を確保しておくなど、事前に準備をしておくことが必要です。

3. 公害被害者の救済をめぐる

(1) 原発事故被害者・避難者救済問題・・・支援切り捨て方針を止めさせ、大阪でも独自の支援策を

- ・東電福島第一原発の3.11事故以来8年目を迎えます。国と東電は自己責任を否定したまま、国は東電へは湯水のように支援しながら、避難者への支援は切り捨てる方向で進めています。・福島県内・県外避難者の間で、避難条件の違いを利用した様々な軋轢がひき起こされています。このような仕打ちには断固とし抗議します。東電福島第一原発事故の避難者・被害者たちが全国1万人以上が原告となって原発賠償訴訟を起こし、事故前の「ふるさとを返せ、普通に生活できる」ことを求めて戦っています。このような訴訟を全面的に支援していく必要があります。
- ・大阪府民も、福井県内の原発再稼働でもし過酷事故が起きれば、近畿1300万人の水瓶である琵琶湖汚染をはじめ、甚大な被害を受ける恐れがあります。・国の原発避難者への生活支援、住宅支援切り捨て方針を止めさせ、少なくとも大阪でも独自の支援策を行うような要求をしていく必要があります（原発ゼロに向けた運動については後の6の項目に記載）。

(2) ぜん息患者等の被害者救済問題・・・未認定患者への「医療費だけでも無料に」の救済

- ・大阪のように大気汚染のつづく地域のぜん息患者について、未認定患者への「医療費だけでも無料に」の救済が必要です。・大阪、東京など数万人程度の未救済患者がいると推測されます。
- ・公害認定患者の医療と生活を支えている補償制度をなくそうとする動きがあります。ひきつづき、汚染者負担の原則のもと工場と自動車の加害責任を明確にした財源の確保が必要です。

(3) アスベストによる健康被害とのたたかい

- ・全国6ヵ所の建設アスベスト訴訟では、2018年9月大阪、8月京都の大阪高裁判決で、国の規制権限不行使、アスベスト建材メーカーの責任が認められる判決となりました。国の責任では、「一人親方」に対する責任も認められ、画期的な判決となりました。2陣訴訟で必ず勝利するとともに、最高裁で必ず勝利する戦いへの支援が重要です。
- ・今後、国民がアスベストの被害を受けるのは、ほとんどが建築物のアスベストによることは明らかであり、国とメーカーの一責任（毒を売って儲けたこと）を認めさせるこのたたかいは、これからの被害を防止するうえで決定的に重要な土台となります。
- ・第二名神道路工事にともなう枚方市の大工場解体問題、「千里セシル」解体問題など、地元の住民運動と結びつき、行政の理解を得て被害を久止める戦いも極めて重要です。

(4) ノーマア・ミナマタ裁判・・・県外居住者を含むすべての水俣病被害者の救済のために・公害被害者の救済は、最後の1人まで救済されることが必要です。

- ・2012年7月に水俣病被害者救済特別措置法（特措法）の申請が打ち切られました。特措法では、地域的、時期的制約を受け、全ての水俣病被害者が救済されるに至りませんでした。2013年からの近畿検診受診者の多く

が、特措法で救済されなかった患者さん、もしくは、打ち切り後に水俣病と診断された患者さんです。救済を訴え裁判を起こされた方が、近畿で140人近くおられます。さらに、熊本、東京、新潟も合わせると、訴訟団は平成30年11月末時点で1700人近くにのぼり、今後も追加提訴が予定されています。今や、水俣病被害者を救済する最後の手段がこのノーモア・ミナマタ第2次訴訟なのです。全ての被害者が救済されるまで、支援していく必要があります。

(5) 寝屋川「廃棄プラスチック処理」問題・・・廃プラ焼却・ごみ発電（サーマルリサイクル）へ

- ・北河内4市リサイクル施設組合と民間廃プラ再生品化工が操業して15年になります。排出有害ガスによるシックハウス症候群類似の健康被害が周辺住民の健康被害や異臭による生活環境汚染が発生した問題はまだ解決できていません。寝屋川現市長は廃プラの処理方法の見直しに着手し、廃プラを焼却・ごみ発電（サーマルリサイクル）の方針を検討し、そのために緊急事態宣言で、プラスチック量、ごみ発生量を減らす運動に取り組んでいます。被害住民側は、独自に4市組合へ方針見直しを要望するなど、並行して、粘り強く運動を展開しています。
- ・健康被害住民については、今も症状が続いており、小松病院にて廃プラ診察が継続して行われており、早急の解決が求められています。

(6) その他・・・地域の公害問題。企業の製品による健康被害

- ・騒音・粉じん・異臭などの環境問題、土壌汚染問題など、地域固有の公害問題も発生しています。
- ・また、企業の製品による健康被害についても、化粧品による皮膚障害なども大きな問題です。

4. 大阪の公害環境・公衆衛生行政

(1) NO₂やPM2.5などの大気汚染対策・・・NO_x、PM2.5などが依然として問題

- ・大阪の大気汚染をめぐる状況は、ディーゼル排ガスなど移動発生源を主要因とするNO_x、PM2.5などが依然として問題です。大気汚染とぜん息などの因果関係を明らかにするために、行政として学校や医療機関の協力を得て疫学調査を実施させることが必要です。文部科学省学校保健統計でも、この30年間でみるとぜん息児童が約3-5倍に増加しています。これらのデータも活用すべきです。
- ・ディーゼル車の排ガス規制を引き続き強化し、排ガス規制逃れのごまかしを厳しき監視すること。高速道路の集中する地域など、ホットスポットと言われる局地対策を徹底し改善すること。行政はNO₂の環境基準0.04ppm～0.06ppmというゾーン規定の0.06ppmを下回れば“環境基準を達成”としていますが、健康を損なう汚染濃度です。環境基準（地方自治体の環境保全目標）は厳しく運用されるべきです。アセスメントの基準も非悪化原則と、環境評価の基準は0.04ppm以下にすべきです。

- ・PM2.5（微小粒子状物質）については、SPM（浮遊粒子状物質）より細かく肺の深部まで到達し、WHOにより肺がんの原因物質としても認定されました。大阪の多くのところで環境基準の年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を守れるように、改善策を強化すべきです。環境基準そのものも、アメリカのPM2.5が2012年12月に年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を $12\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定されたように、日本で同じように見直しすべきです。またアセスメントも非悪化原則を基準に、環境評価すべきです。

（２）保健所機能、「食」の安全、農業、水道、ゴミ・廃棄物問題など

- ・近年、中核市が新たに増え、府管轄から当該市の独立管轄へ移行しています。府内では、2政令市の他、高槻市、豊中市、枚方市、東大阪市、八尾市が既に中核市になり、今後、寝屋川市、吹田市が予定されています。公衆衛生を維持し、監視する要となる保健所業務が後退しないようなくみ作りが必要です。海外からの往来も増えていく大阪の地で、感染症対策や健康増進施策の安全監視など保健所の機能強化が望まれています。
- ・遺伝子組み換え技術だけでなく、ゲノム編集技術が農産物・食料の品種改良に応用されようとしています。その社会的管理ルールの議論は始まったばかりで、技術の進展に追いついていません。技術が商業化され、食品として流通する際には食品表示問題として顕在化します。遺伝子組換え食品や食品添加物の表示と合わせて注視が必要です。
- ・TPP11や日欧EPA協定が発効し、輸入食料（食品）がさらに増加します。低いと言われ続けた輸入食品の検査率は、2012年度以降10%を割り込んでいます。輸入食品の検疫体制の強化が必要です。日米2国間交渉では、日本の輸入農産物・食品の関税撤廃・引き下げが要求されるとみられており、輸入食品さらなる安全性監視強化が求められます。日本の食料確保のあり方、農業のあり方が問われています。
- ・グローバル企業へ主要作物（穀物）の品種改良技術移転を凶るため、種苗法の改正・種子法の廃止が強行されました。種子法の復活を凶るとともに、都道府県レベルで主要作物の趣旨を守る条例制定がすすめられています。この動きを広げていくことが必要です。
- ・水道法改定案の「民営化」は、生活にとって一番重要な「水」を「営利目的の経営」にゆだねることで、水質、価格が不安に状態になると思われます。世界的にはむしろ「公営化」に戻す傾向で、今の安倍政権と大阪維新の動きは逆行しています。大阪でも水道事業の民営化が狙われています。
- ・いくつかの自治体ではゴミ処理事業民営化、有料化が進められています。マイクロプラスチック問題については、海洋汚染が進んでいます。まずは汚染物を取り除くこと、並行して、プラスチックの使用量を減らすことなど、今後の緊急の取り組みが必要です。
- ・なお、これらの課題では、国連で提唱されている17項目からなるSDGsという課題が国や行政においても取り組み始められています。どれも重要な内容であるので、その中身を見極めながら対応していく必要があると思われる

ます。

(3) 道路問題・大型開発・・淀川左岸線二期、延伸部道路、第二名神道路

- ・淀川左岸線二期計画は、平成7年の都市計画決定から23年を経過し、2018年3月「大臣特任制度」に四
- ・左岸線二期の豊崎JCTから門真JCTまでの「延伸部計画」は、地下70mに高速道路を通す危険な計画です。大深度地下法は地権者ら本人に無断、無償で地下40m以深の地下を使用する権利を認める法律であり、地下の所有権を認めている民法にも反する憲法違反の法律です。しかも、地権者には建築制限や先買い権への制限がかかるとともに「気泡シールド工法」による酸欠の噴出や地盤沈下など（東京外環工事）、地上部に影響が起っています。
- ・又、延伸部と並行して寝屋川北部地下河川の建設も進められ、都島区では幅50mに3本のトンネルが近接するなど、危険性が広がっています。これは寝屋川流域の総合治水対策の一環として行われていますが、防災農地の拡充など幅広い治水対策を求めます。
- ・新名神高速道路（大津～神戸）では、八幡京田辺JCから高槻JCの間で工事が進められています。地上部分では騒音・大気汚染・振動被害、地下30mの工事ではシールド工法による地上住民への振動・地下水問題等が起っています。又、最近では道路予定地の工場解体によるアスベストの被害防止や汚水処理場跡地からのダイオキシン問題等も発生し対策を求めていく必要があります。
- ・このような高速道路建設に対しては、予測される南海トラフ巨大地震の津波・液状化現象等による影響や大深度地下工事の危険性などを明らかにして採算性も必要性も低い事業の中止や安全性の追求を、粘り強い住民運動で進めます。また、老朽化した生活道路の点検や改修に予算を回すように求めていきます。

(4) 万博・カジノ・IR問題

- ・高速道路・鉄道建設などが「経済再生プラン」「国土強靱化」を口実にして進められるとともに、「大阪万博」開催を理由に夢洲埋立地も「再開発」し「カジノIR」の大型開発とつながっていること、そこは地震・液状化に弱く危険であることなどを府民に広く知らせていく必要があります。
- ・大阪での万博開催については、安全な場所での万博開催を求め、大阪府の経済も、健康・生活をも犠牲にするカジノ誘致には反対します。

5. 気候変動・温暖化の防止、自然エネルギーの推進について

(1) COP22の評価と今後の課題・・・COP22での前進、日本政府の後ろ向き

- ・COP24は、「パリ協定」の運用ルールに合意しました。今後は「パリ協定」の実効の段階です。各国が「パリ協定」の目的に沿った削減目標の引き上げと、確実な対策が必要です。
- ・しかし日本政府の2030年削減目標は、2013年度比で26%と先進国で最低

のレベルであり、一方一方2050年削減目標は80%削減(基準年不明)と2030年から2050年の20年間で大幅な削減が必要となっています。2030年目標の早急な見直し・引き上げが必要です。

- ・なお、IPCCは、特別報告書をCOP24の前に公表し、パリ協定にある1.5°C以下という目標について温暖化を2°Cでなく1.5°Cに抑えれば、気候変動の影響は人・社会システム、自然システムのあらゆる分野で緩和されると指摘しました。
- ・さらに注目すべきは、WHOもCOP24へ特別報告を出し、気候変動を引き起こしている主要因の化石燃料の燃焼排ガスが、重大な疾病負荷となり大気汚染による死亡者が毎年700万人にもなり、病気を引き起こしている大気汚染物質と、気候変動を引き起こす温室効果ガス（GHG）とが、いずれも同じ部門、エネルギー、住宅、輸送、農業などの部門から排出されていると指摘したことです。つまりパリ協定の気候変動緩和政策が実現できれば、大気汚染の改善で何百万という命を救うことができます。より厳しい対策はより大きな健康上の利益をもたらすことを、広く府民に伝えていくことは私たち公害をなくし環境を守る運動として特に重要です。

(2) 温暖化対策推進・・・CO₂大量排出企業に削減徹底と省エネ・低エネ社会の府民運動を

- ・大阪のCO₂排出量は、2018年10月発表で2016年度5,614万トン（前年度と比べ2.5%増加）。2020年の削減目標である2005年度比で7%削減に対して、2016年度で0.7%の増加となっており、目標達成は難しい状況です。2005年度からは、エネルギー転換部門が大幅に増加（56%）しています。
- ・CO₂大量排出企業に削減を徹底させ、省エネ・低エネルギー社会の府民運動を強力にすすめるべきです。既存の石炭・重油火力発電所などは廃止すべきです。

(3) 石炭火力発電 石炭火力発電はガス火力発電の2倍以上のCO₂を排出します。全国で34基、関西では神戸製鋼所（神戸市）の2基130万KW発電所増設は、CO₂排出量削減と逆行しており、許されないことです。さらに、西風によって排気ガスの大部分が大阪に流れてきます。大気汚染公害被害をこれ以上ひどくさせることは許されません。神戸製鋼所は昨年10月に増設工事を開始したので、現地住民は工事差し止め訴訟（神戸地裁）と、環境アセスメントの取り消しを求める国を相手の行政訴訟（大阪地裁）を起しました。原告の求めは「現代世代が安かろう、悪かろうの石炭火力発電所を作って、それによって大気汚染と地球温暖化の2つの負の遺産を、子どもや孫に残してはいけない」ということです。これらの訴訟で住民が勝利するように大阪でも支援を強くしていく必要があります。

(4) 太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギーの推進を

- ・2018年5月に見直しされた日本政府の「エネルギー基本計画」では、それまでと同じく2030年度の電源構成の約半分をベースロード電源とする石炭・原子力にしました。再エネは24%程度としており、世界では再エネ100%を

目標にしている国も生まれていることから考えると、世界の流れに逆行しています。このエネルギー基本計画を抜本的に改めさせる必要があります。

- ・2019年度から始まる電力買取り期間切れ問題（10年間）でも、政府は電力市場の整備や代行業者の育成など、国民に不安を与えないよう対策を講じるべきです。
- ・再生可能エネルギーの推進のために、市民・地域・各種団体が主体となる取り組みは、すでに全国で1000か所を超えています。原発ゼロの会大阪が提案している「自然エネルギー100%のおおさか」の政策を、府民に広く伝えて、府民による取り組みも強化し推進していきましょう。

6.“最悪の公害”である、原発事故を再び起こさないために

- ・多くの原発が再稼働を強行されつつあります。しかし、東電福島原発事故の実態・真相も解明されず、「世界最高水準」ではない規制基準（ベント不備や避難計画不十分なまま）での再稼働は止めさせる必要があります。福島第1原発のような過酷事故は、この日本で二度と発生させてはなりません。
- ・核拡散・核兵器につながる恐れのあるインドなどへの原発輸出はもちろん、外国への原発輸出はやめるべきです。最近もイギリスとトルコへの輸出失敗が明瞭になり、経団連会長も「もはや経営的にも成り立たない」ことを公言するようになりました。
- ・一兆円を超える費用をかけて廃炉になった高速増殖炉「もんじゅ」の教訓も整理しないまま、高速炉の実証炉を計画することは許されません。計画を中止すべきです。
- ・原発の放射性廃棄物(=核のゴミ)については、「科学特性マップ」を発表しましたが、ずさんな中身です。何万年も管理が必要で、後世への“負の遺産”です。
- ・地震国・火山国の日本、さらに被爆国である日本での原発は廃炉・撤去が必要です。
- ・大阪の各自治体も原発の再稼働に反対すべきです。特に大阪市は筆頭株主として、関西電力に原発再稼働の中止を本腰入れて求めるべきです。

7.おわりに

- ・「改憲」の動きがきわめて現実的になっています。公害環境分野では現行憲法の民主主義・国民主権が根底的に重要で大切なものです。この改憲・改悪には断固として反対していく必要があります。
- ・また、戦争は人の命を大量に奪うとともに“最大の環境破壊”となるものであり、二度と起こしてはならないことです。安保法制を廃棄させることが必要です。どの世論調査をみても国民の願いは、安倍政権の進む道とは全く逆です。粘り強く住民運動、府民運動を大きく発展させましょう。